

議案第104号

利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、利根沼田学校組合規約（昭和47年群馬県指令地第248号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一



利根沼田学校組合規約の変更に関する協議書

利根沼田学校組合規約を下記の利根沼田学校組合規約の一部を改正する規約により変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市町村が協議のうえ定めるものとする。

記

利根沼田学校組合規約の一部を改正する規約

利根沼田学校組合規約（昭和47年群馬県指令地第248号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（理事会）

第7条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもってあてる。
- 3 理事の任期は、当該関係市町村の長の任期とする。
- 4 組合に理事長及び副理事長一人を置く。
- 5 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 6 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 7 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合にはその職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

（規約の左横書き）

第2条 この規約の施行の際現に効力を有する利根沼田学校組合の規約は、左横書きに改める。

- 2 左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置及び用字、用語、送り仮名等の使用の統一その他必要な措置については、利根沼田学校組合条例の左横書き等の整備に伴う特例

措置に関する条例（令和2年2月26日条例第2号）の例による。

令和 年 月 日

みなかみ町長 鬼頭春二 印

沼田市長 横山公一 印

片品村長 梅澤志洋 印

川場村長 外山京太郎 印

昭和村長 堤盛吉 印